

○補償内容(例)

相手への賠償 (賠償事故)	自動車事故で他人を死傷させたとき(対人賠償共済) ●契約の車を運転中に歩行者をはねた ●契約の車を運転中に他の自動車やバイク、自転車と衝突・接触し、他人を死傷させてしまった。 自動車事故で他人の財物を壊したとき(対物賠償共済) ●契約の車を運転中に他の自動車やバイク、自転車と衝突・接触した。 ●契約の車を運転中に他人の家の塀を壊した。
自身と搭乗者 などの賠償 (傷害事故)	自動車事故で被共済者が死傷した(人身傷害共済) ●契約の車に搭乗中の者が死傷した。 自動車事故で被共済者が死傷した(搭乗者傷害共済) ●契約の車に乗車中の事故でケガをした。
車の補償 (車両事故)	契約の車に損害が生じたとき(車両共済) ●偶然な事故で契約の車が壊れてしまった。

特約も内容豊富

自動車共済契約に自動セットされる特約および希望によりセットできる特約(オプション)の内容も多彩です。

【特約の一例】

●無共済者傷害特約  
事故相手方が不明・無共済(無

共済・保険制度の契約・補償内容については、条件等によって異なります。まずは当所までお問合せください。取扱保険会社の担当者が事業所までご説明にお伺いいたします。

また、今回ご紹介した制度の他にも、商工会議所の共済・保険制度には病気やケガによる休業時の所得減に備える「休業補償プラン」や海外での知財訴訟リスクに備える「海外知財訴訟費用保険制度」、情報漏えい賠償責任保険制度「他、様々な制度があります。

事業を行っていくうえでリスクはつきもの。そのリスクに備えるために共済・保険制度は重要なツールです。

今一度、自社の保険を見直し、日常に潜む「もしも」に備えましょう。

【ご連絡・お問合せ】  
加古川商工会議所 共済担当  
TEL 079-424-3355

商工会議所の保険制度は充実のラインナップ！詳しくはHPを確認

商工会議所 保険制度 検索

経営のトータルサポート「商工会議所」をご利用ください！

商工会議所は全国515カ所125万会員事業所のネットワークを有する“地域総合経済団体”です。経営支援や人材育成、地域振興など、経営を様々な面からサポートしています。

例えばこんな時・・・

■経営支援

- 確定申告、補助金の相談はお任せください！  
確定申告をはじめ、各種補助金・助成金の相談にも丁寧に対応いたします。
- 事業資金に関する相談もお気軽にご利用ください！  
使途や事業状況等に応じて、もっとも適した調達方法をお勧めします。

■交流活動

- 各種交流会に参加して人脈を広げることができます。  
青年部・女性会・異業種交流会など、活動を通じて自己研鑽を積みながら人脈を広げることができます。また2市2町の会員が一堂に会する「会員大交流会」は、販路拡大の場として毎年多くの方にご参加いただいています。

創業支援も商工会議所で！まだ会員になっていない方をご紹介ください

新入会員紹介キャンペーン実施中！

ご紹介いただいた方が入会された場合、紹介者・新入会員各々に、  
加古川プラザホテルレストラン食事券2,000円分進呈！

加古川商工会議所 (TEL: 079-424-3355)

保険)自動車との事故で、契約者の運転者や搭乗者が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手方から十分な補償が得られないときに、本特約により共済金をお支払いします。

●原付バイク特約

記名被共済者、その配偶者や同居の親族等が125cc以下の原動機付自転車を運転中の事故について、契約車の契約条件に従い共済金が支払われます。

●弁護士費用特約

事故により被った損害について、相手方に対し法律上の損害賠償請求を行うために弁護士等費用や法律相談費用を負担しなければならぬ場合に共済金が支払われます。

生命共済制度

事業主・役員・従業員の病気やケガなどに備えることができる保険です。

「もしも」の時に手厚い保障

仕事中だけでなく、病気や災害による死亡・事故の入院を24時間保障します。

経費を削減しながら保障を確保

掛金は全額損金または必要経費に計上できます。さらに1年更新で余剰金があれば配当金として還元されます。

支払われる保険金を見舞金として渡したい

受取人を事業所(事業主)とすることができ、入院した従業員に会社からの見舞金として渡すことができます。

手続きに行く暇がない

委託生保の推進員が手続きに事業所までお伺いします。

特定退職金共済制度

従業員の退職金を計画的に積み立てることができます。

掛金は月額1,000円

掛金は従業員1人につき、1,000円(1口)から30,000円(30口)まで設定でき、全額必要経費に計上できます。

従業員本人に直接給付

退職一時金、遺族一時金、年金の何れかを従業員ご本人(またはご遺族)に直接給付します。

定番 小規模企業共済制度

経営者のための退職金制度です。

節税しながら積立

払い込んだ掛金は、全額が所得控除の対象となり。大きな節税効果に。

掛金は月額1,000円

掛金は、月額1,000円〜7万円まで、500円単位。また、いつでも増額や減額ができます。

受取方法も「一括」が選べます

一括で受け取ると「退職所得扱い」となり、掛けた年数に応じて控除額が増えます。分割で受け取ると「公的年金等の雑所得扱い」となり、公的年金と同じ扱いになります。どちらを選ぶかはあなた次第です。

事業資金の貸付も

納付した掛金の範囲内(掛金納付月数により掛金の7〜9割)で、事業資金等の貸付も可能。もしも時のサポートに。